

議案第61号

第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和元年9月10日提出

清水町長 阿部 一 男

第2号会計年度任用職員の給与に関する条例

(目的)

第1条 この条例は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき同法第22条の2第1項第2号の規定により採用された職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給料)

第2条 第2号会計年度任用職員の給料は当該第2号会計年度任用職員について定められた正規の勤務に対する報酬であつて住居手当、通勤手当、超過勤務手当、休日勤務手当及び期末手当を除いたものとする。

2 宿舎、食事、制服その他生活に必要な施設の全部又は一部が第2号会計年度任用職員に支給される場合については、清水町職員の給与に関する条例（昭和26年清水町条例第16号。以下「給与条例」という。）第2条第2項の規定の例による。

(給与の内払)

第3条 この条例に基づく給与は、現金で支払わなければならない。ただし、第2号会計年度任用職員の申し出により口座振替の方法により支払うことができるものとする。

(給与からの控除)

第4条 第2号会計年度任用職員の給与の支払に際しては、その給与から条例及び規則に基づき第2号会計年度任用職員が町に納付すべき使用料並びに貸付金の償還金及び利息に相当する額を控除することができる。

(給料表)

第5条 第2号会計年度任用職員の給料表は別表第1のとおりとする。

2 第2号会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で規則に定めるものは、それぞれ職務の等級に分類されるものとする。

(職務の級及び号給の基準)

第6条 第2号会計年度任用職員の職務の級及び号給は、別に定める基準に従い任命権者が決定する。

(給料の支給)

第7条 第2号会計年度任用職員の給料の支給方法については、給与条例第5条から第7条までの規定の例による。

2 前項の場合において、給与条例第7条中「勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該第2号会計年度任用職員について定められた週休

日」とする。

(住居手当)

第8条 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額10,000円をこえる家賃を支払っている第2号会計年度任用職員（有料の公宅を貸与され、使用料を支払っている第2号会計年度任用職員並びに父母又は配偶者の父母が居住している住宅の一部を借り受けてこれに居住している第2号会計年度任用職員を除く。）の住居手当については、給与条例第9条の2の規定の例による。

(通勤手当)

第9条 第2号会計年度任用職員の通勤手当については、給与条例第9条の3の規定の例による。

(給与の減額)

第10条 第2号会計年度任用職員が勤務しないときの給与の減額については、給与条例第11条の規定の例による。この場合において、同条中「第13条」とあるのは、「第14条」とする。

(時間外勤務手当)

第11条 第2号会計年度任用職員の時間外勤務手当については、給与条例第12条の規定の例による。この場合において、同条第1項中「第13条の2」とあるのは「第15条」と、同条第3項中「勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「第2号会計年度任用職員について定められた週休日」と、「第13条の2」とあるのは「第15条」と、同条第4項中「勤務時間等条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間」とあるのは「第2号会計年度任用職員について定められた時間外勤務代休時間」と、「第13条の2」とあるのは「第15条」とする。

(休日勤務手当)

第12条 第2号会計年度任用職員の休日勤務手当については、給与条例第12条の2の規定の例による。この場合において、同条中「第13条の2」とあるのは「第15条」と、「勤務時間等条例で定める日」とあるのは「第2号会計年度任用職員について定められた休日」とする。

(深夜割増手当)

第13条 第2号会計年度任用職員の深夜割増手当は、給与条例第12条の3の規定の例による。この場合において、同条中「第13条の2」とあるのは、「第15条」とする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第14条 第2号会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出は、給与条例第13条の規定の例による。この場合において、同条中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年清水町条例第4号）第10条に定める休日」とあるのは、「国民の祝日に関する法律による休日及び第2号会計年度任用職員について定められた年末年始の休日」とする。

(時間外勤務手当の基礎となる給与額の算出)

第15条 第2号会計年度任用職員の時間外勤務手当の基礎となる給与額の算出は、給与条例第13条の2の規定の例による。この場合において、同条中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年清水町条例第4号）第10条に定める休日」とあるのは、「国民の祝日に関する法律による休日及び第2号会計年度任用職員について定められた年末年始の休日」とする。

（期末手当）

第16条 第2号会計年度任用職員（英語指導助手及び国際交流員を除き、任期の定めが6月以上の者に限る。）の期末手当については、給与条例第16条の規定の例による。

2 前項の場合において、任期の定めが6月に満たない第2号会計年度任用職員の1会計年度内における任期の合計が6月以上に至ったときは、当該第2号会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の第2号会計年度任用職員とみなす。

（英語指導助手又は国際交流員の給料）

第17条 この条例の規定にかかわらず、語学指導等を行う外国青年誘致事業等により英語指導助手又は国際交流員として任用されるものの給料は、月額として36万円以下の範囲内で任命権者が定める。

2 前項に定めるほか、英語指導助手又は国際交流員の給料の支給に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

（委任）

第18条 この条例の施行に関し、必要な事項は町長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間の特例）

2 この条例の施行日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づく特別非常勤職員として任用されていた者、同法第17条の規定に基づく一般非常勤職員として任用されていた者及び同法第22条第5項の規定に基づく臨時的任用職員として任用されていた者が引き続いて当該職務を行う会計年度任用職員に任用された場合において、令和2年度6月1日の基準日における在職期間は、令和元年12月2日から当該基準日までの期間を在職期間とみなし、これを通算する。

別表第1 (第5条関係)

給料表

行政職給料表

職務の級 号俸	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	144,100	194,000
2	145,200	195,800
3	146,400	197,600
4	147,500	199,400
5	148,600	200,900
6	149,700	202,700
7	150,800	204,500
8	151,900	206,300
9	153,000	207,900
10	154,400	209,700
11	155,700	211,500
12	157,000	213,300
13	158,300	214,700
14	159,800	216,500
15	161,300	218,200
16	162,900	220,000
17	164,200	221,700
18	165,700	223,400
19	167,200	225,000
20	168,700	226,600
21	170,100	228,000
22	172,800	229,700
23	175,400	231,300

24	178,000	232,900
25	180,700	234,000
26	182,400	235,500
27	184,000	236,900
28	185,700	238,200
29	187,200	239,500
30	188,900	240,700
31	190,700	241,700
32	192,400	242,900
33	194,000	244,200
34	195,400	245,300
35	196,900	246,500
36	198,400	247,800
37	199,700	248,700
38	201,000	250,100
39	202,200	251,500
40	203,500	252,900
41	204,800	254,300
42	206,100	255,700
43	207,400	257,100
44	208,700	258,400
45	209,800	259,600
46	211,100	260,900
47	212,400	262,300
48	213,700	263,600
49	214,800	264,700
50	215,900	265,800
51	216,900	267,100
52	218,000	268,400

53	219,100	269,400
54	220,100	
55	221,000	
56	222,000	
57	222,400	
58	223,300	
59	224,100	
60	224,900	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

教育職給料表

職務の級 号俸	1級
	給料月額
	円
1	173,900
2	176,000
3	178,100
4	180,300
5	182,300
6	184,500
7	186,700
8	188,900
9	191,200
10	194,000
11	196,700
12	199,400
13	202,300
14	204,000
15	205,600
16	207,300

17	209,100
18	210,700
19	212,400
20	214,000
21	215,800
22	217,700
23	219,600
24	221,500
25	223,000
26	225,000
27	227,000
28	229,000
29	230,800
30	233,500
31	236,200
32	238,900
33	241,500
34	244,300
35	246,900
36	249,600
37	252,100
38	254,600
39	257,100
40	259,400
41	262,000
42	264,400
43	266,600
44	268,800
45	270,900

46	273,100
47	275,300
48	277,300
49	279,600
50	281,600

備考 この表は、教員その他これに類する者に適用する。

医療職給料表

職務の級 号俸	1 級
	給料月額
	円
1	190,500
2	192,600
3	194,700
4	196,700
5	198,800
6	201,100
7	203,400
8	205,700
9	208,100
10	209,500
11	210,900
12	212,100
13	213,500
14	214,900
15	216,400
16	217,600
17	219,000
18	220,500
19	222,000

20	223,500
21	224,700
22	226,400
23	228,100
24	229,800
25	231,100
26	232,800
27	234,500
28	236,200
29	237,800
30	239,200
31	240,500
32	241,600
33	242,800
34	243,900
35	244,800
36	245,900
37	246,800
38	247,900
39	248,800
40	249,900
41	250,400
42	251,300
43	252,200
44	253,100
45	253,900
46	254,900

備考 この表は、保健師、看護師その他これに類する者に適用する。

介護職給料表

職務の級 号俸	1級
	給料月額
	円
1	157,700
2	158,900
3	160,100
4	161,300
5	162,300
6	163,800
7	165,200
8	166,600
9	167,900
10	169,300
11	170,700
12	172,200
13	173,700
14	175,200
15	176,700
16	178,100
17	179,700
18	181,500
19	183,200
20	184,900
21	186,400
22	188,000
23	189,700
24	191,300
25	192,900

26	194,600
27	196,400
28	198,100
29	199,900
30	201,400
31	202,900
32	204,300
33	205,600
34	206,900
35	208,200
36	209,400
37	210,600
38	212,000
39	213,400
40	214,800
41	215,800
42	217,000
43	218,100
44	219,300
45	220,200
46	221,300
47	222,200
48	223,200
49	224,000
50	225,100
51	226,200
52	227,000
53	227,500
54	228,600

55	229,300
56	230,200
57	231,000
58	231,900
59	232,700
60	233,600
61	234,600
62	235,400
63	236,300
64	237,100
65	238,000
66	239,000
67	240,200
68	241,200
69	242,200
70	243,300
71	244,400

備考 この表は、介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士その他これに類する者に適用する。

別表第2（第5条関係）

等級別基準職務表

1 行政職給料表

1級	定型的な業務を行う職務
2級	特に知識又は経験を必要とする業務を行う職務

2 教育職給料表

1級	定型的な教育に関する業務を行う職務
----	-------------------

3 医療職給料表

1級	定型的な保健医療に関する業務を行う職務
----	---------------------

4 介護職給料表

1級	定型的な介護事業に関する業務を行う職務
----	---------------------